

⑩ 挑戦する女性を支援します

問・申 商工課(内線510)

市では、女性の社会進出、地域での活躍推進を図ることを目的として、就職等を目的とした資格取得や創業の支援等を行うとともに相談窓口を開設しています。

女性の新たなチャレンジを支援していきますので、お気軽にお問い合わせください。

○創業支援 新築・改装等の工事費、設備費等に対し補助金を交付します。

対象 ・笠間市に住民票のある女性であること

・法人の場合は、本店が市内にあり、かつ代表者が笠間市に住民票のある女性であること

・今年度内に市内において創業を行う方

・市に納付すべき税について未納がない方(法人の場合は代表者も含む)

・補助対象経費が、市が実施する他の補助制度による補助を受けていない方

対象事業 ・統計法に規定する日本標準産業分類に掲げる業種であること

・3年以上継続が見込まれる事業

・年間150日以上開業し、かつ1日あたり3時間以上営業を行う事業

対象経費 ・新築、改装等の工事費 ・店舗等の購入費

・設備費(パソコンなどの備品類は対象外)など

交付額と限度額 補助対象経費の2分の1(上限50万円)

○専門資格取得支援 厚生労働大臣が指定する教育訓練等の受講費用の一部を助成します。

対象 笠間市に住民票のある女性で、以下の条件を全て満たしている方

・令和6年3月1日以降に資格を取得した方

・他の団体等から助成金を受けていない方(会社の福利厚生制度も含む)

・市税に未納のない方

・最終学歴(通信制大学を除く)の卒業または中途退学の年度末から5年以上経過している方

対象資格等 ・厚生労働大臣が指定する教育訓練で取得可能な国家資格、公的資格、民間資格 等(趣味的な講座や資格、検定等は対象外)

・女性の就労およびキャリアアップにつながるもの(給料が上がる、手当がつく、専門的な職種、希望部署への配置、事業拡大、昇格・昇給等)、転職、再就職もしくは非正規雇用から正規雇用への転換のために有用なもの

対象経費 資格・免許取得に要した経費(検定試験の受験料、参考書等の教材費等)

※2つ以上資格・免許を取得した場合は、いずれか1つの資格・免許取得に要した経費

交付額と限度額 補助対象経費の2分の1(上限10万円)

申請方法 資格等の確認のためヒアリングを行います。事前にご相談ください。



詳しくはこちら



詳しくはこちら

笠間市立病院で、平日夜間・日曜初期救急診療を行っています。

平日夜間 19時～21時(土曜日・祝日・年末年始を除く)

日曜日 9時～17時

TEL 0296-77-0034 (電話確認のうえ、受診してください。)